

裁判員経験者の意見交換会 開催概要

開催日 令和5年3月14日

場 所 横浜地方裁判所小田原支部

参加者 裁判員経験者3名 裁判官1名 検察官1名 弁護士1名



～裁判員裁判に参加してみたの感想、印象に残ったこと～

（経験者1）

参加したいと思っていましたが、被告人と対面したり、私が話したことに対して裁判官等にどのような反応をされたりするのは不安でした。評議では、被告人や被害者の話を聞いて、どう思ったか、なぜそう思ったか、ということをごここまでかというくらい話し合いました。周囲に裁判員を経験した人はいないので興味を持ってもらえるように話をすることはあります。

（経験者2）

判決にかかわって被告人の人生に影響を及ぼすことが怖いと思いましたし、その経験を家族とかに話そうとは思いませんでした。

（経験者3）

初日は、法廷でのやりとりを聞きもらさないためにも、書き取ることに必死でしたし、裁判をしている間はずっと気が重かったです。

裁判員は、片手間でやれるような仕事ではないけれども、人生経験を積めることだからやった方がいいよと周囲に経験したことを話しています。

～被告人の処遇、社会復帰、更生について～

👉ここからは傍聴されていた保護司の方々も含めて上記テーマについてそれぞれの立場から活動内容や意識している点についてお話をうかがいました。

（経験者2）

被告人が有罪となり、罪を償うことになるとしても、彼がどこを人生のゴールにするか、その間に何をすることが大切ではないか（出所するまでの期間を我慢すると考えるのか、社会復帰して更生するための準備期間として考えるのか）と感じました。

（弁護士）

弁護人は、被告人が再犯をしないためには何をすべきかということ意識して活動しています。被告人と対話を重ねて更生の意欲をさぐり、必要な支援（福祉支援や依存症治療など）に結びつけられるよう関係機関と調整したり、ときには被告人と一緒に関係機関へ出向いたりすることもあります。

（傍聴人（保護司））

私たち保護司は、一度過ちを犯した人が再び過ちを犯さないように、面接や就労支援を行って再犯を防止することをメインに活動しています。ただ、私たちは加害者側のケアをしています。被害者側に寄り添うことはないのも悩むこともあります。

（検察官）

検察官は、被害者、被告人双方の話を聞く機会があるため、刑が確定すれば将来的な被告人の社会復帰に必要な情報を関係機関に提供して被告人の更生に向けた働きかけも行っています。

（経験者3）

私が担当したのは近隣トラブルによる事件で、被告人、被害者のどちらの言い分もわかる場所がありました。被告人が地域社会に復帰するときには双方にうまく歩み寄れるところがあればいいなと思いました。

（傍聴人（保護司））

加害者が、被害者やその遺族が住んでいる地域に戻るのにはなかなか大変です。事情にもよると思いますが、就労支援等とからめて、他地域への居住を勧めるよう調整することもあると思います。

（傍聴人から経験者への質問）

～機会があればもう一度、裁判員になりたいと思いますか～



（経験者1）

再び裁判員に選任されることはないとは思いますが、もう一度選任されたらぜひやってみたいと思います。

（経験者2）

家庭と仕事の調整がつくのであればまたやりたいです。

（経験者3）

事案の内容にもよりますが、2回目はもう少し寄り添った感じでできるかなと思います。